

令和5年度緊急用務空域 公示第8号

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震について、令和5年度緊急用務空域 公示第6号（令和5年1月5日）に代え、以下のとおり、航空法第132条の85に基づく無人航空機の飛行禁止空域の指定（令和5年度緊急用務空域 公示第8号）を行いました。これにより、別紙に示す一部区域を除き、北緯37度線以北の能登半島全域において、地上から30m未満の空域が緊急用務空域から除外されます。

なお、航空法第134条の3による航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為（凧、気球等）の許可及び通報についても適用になります。

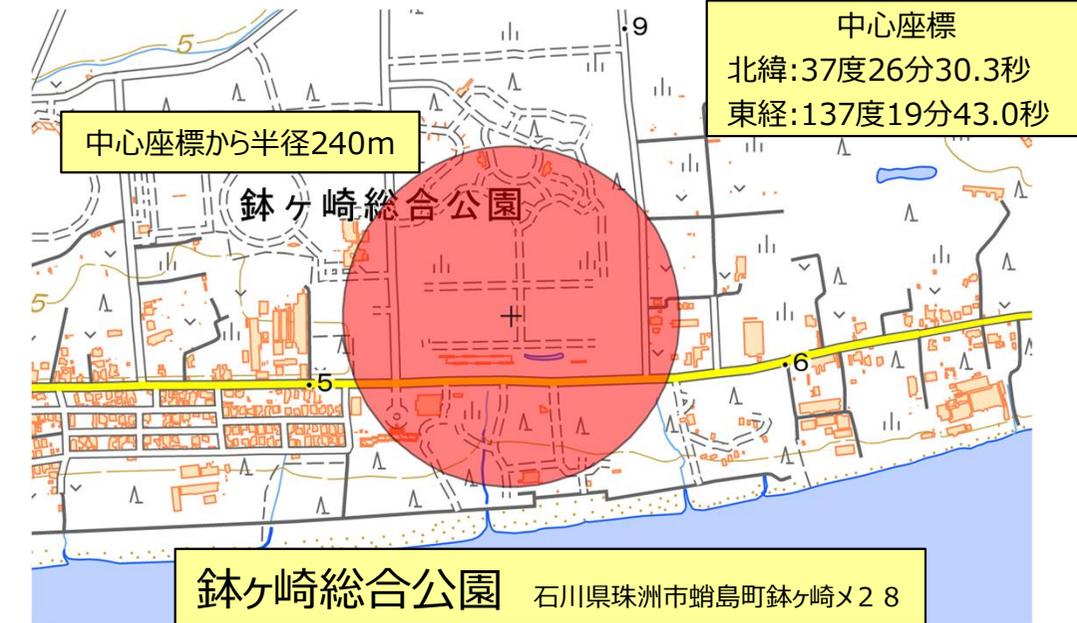
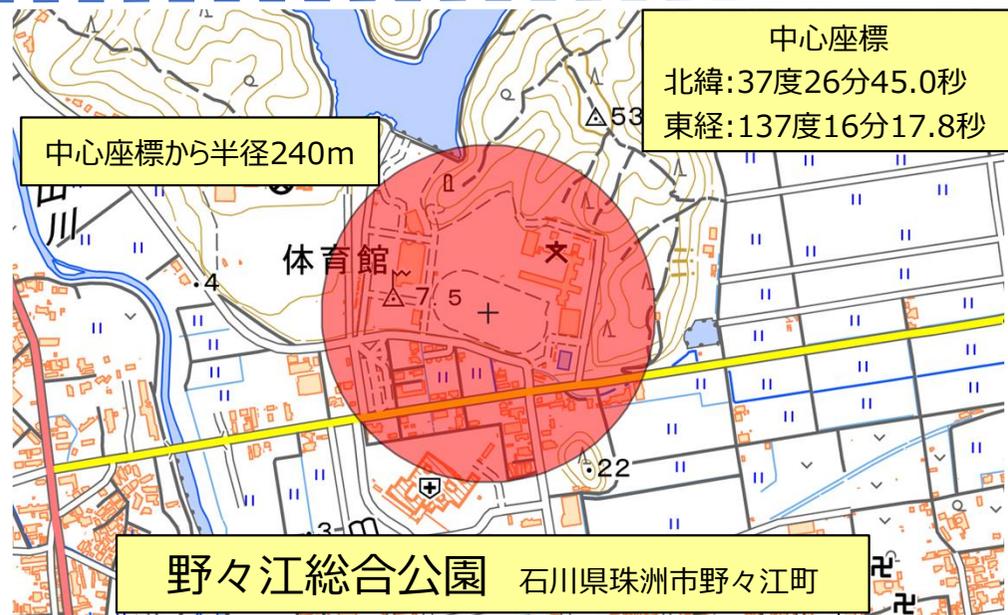
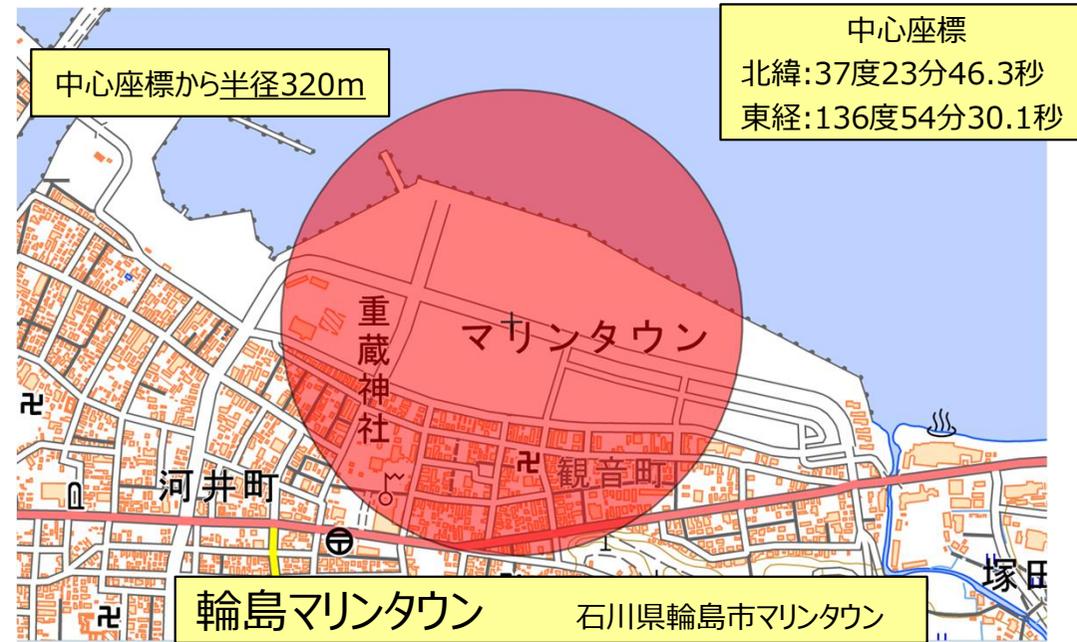
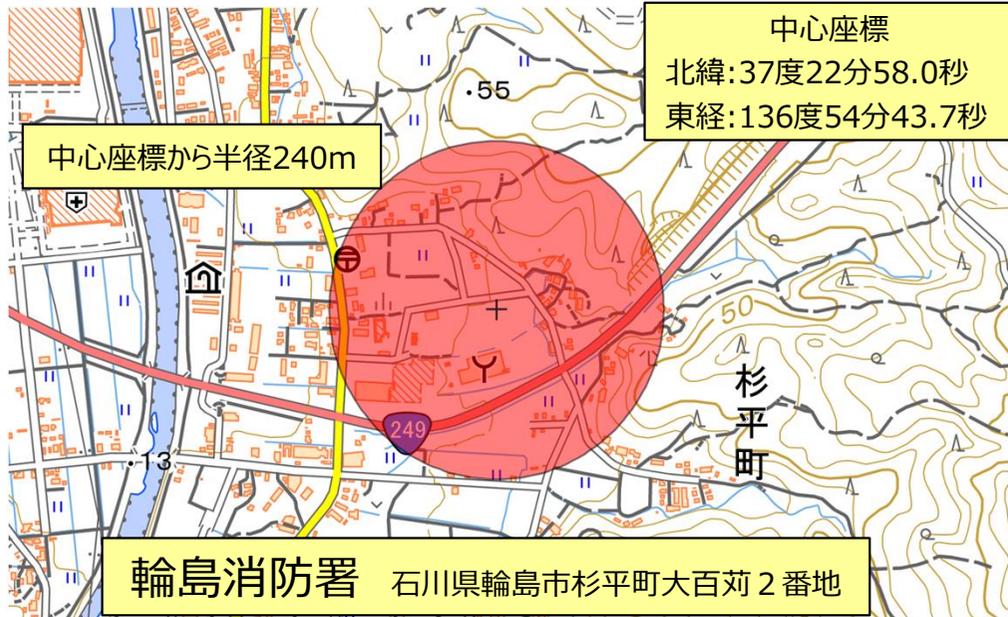
- 公示日時：令和6年1月19日21時00分
- 公示管理者：国土交通省航空局
- 公示管理番号：令和5年度緊急用務空域 公示第8号
- 公示本文：令和5年度緊急用務空域第6号（令和6年1月5日指定）に代え、航空法第132条の85第1項第1号の規定により令和5年度緊急用務空域 第8号を指定する。
- A) 関係都道府県：石川県（E項に詳述）
- B) 開始：令和6年1月20日07時00分
- C) 終了：別途通知するまで
- D) 時間帯：日出 / 日没
- E) 区域：北緯37度以北の能登半島全域の陸地
（石川県輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、七尾市、志賀町、中能登町）
- F) 下限高度：①輪島消防署、輪島マリンタウン、野々江総合公園及び鉢ヶ崎総合公園の周辺：地上から
（詳細は別紙のとおり）
 ②①の4カ所を除く全域：地上30mから
- G) 上限高度：地上600mまで

公示空域（石川県輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、七尾市、志賀町、中能登町）



航空法第132条の92の適用を受けて飛行させる場合を除き、当該空域での無人航空機の飛行を原則禁止とします。

なお、今後の状況に応じ、緊急用務空域を指定する期間・範囲・高度を変更する可能性があります。航空局ホームページ等において、最新の情報を確認してください。



※記載している地図はその精度上の誤差を含みます。加えて構造物の有無、位置、範囲、形状等について、現況と異なる場合がありますので予めご注意ください。